



アクティビティーノート〈第234号〉

2016年7月度における受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務
 - 1.1. 2016年7月度 相談受付件数 (P.1)
 - 1.2. 受付相談事例および内容の紹介 (P.2~8)
2. 入手資料の紹介 (P.9)
3. メディア情報から (P.10)
4. 化学製品の成分表示について~その3 続 家庭用の洗剤・洗浄剤~ (P.11~12)

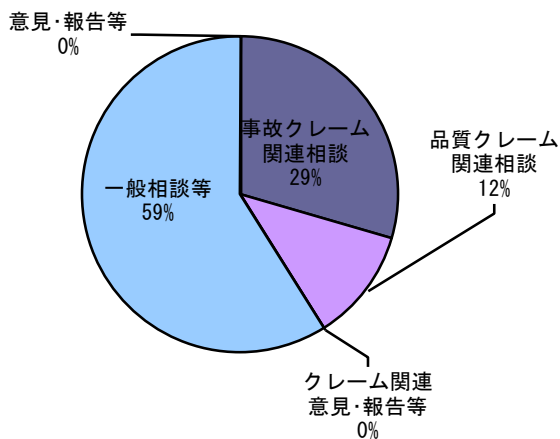
1. 相談業務

1.1. 相談受付件数

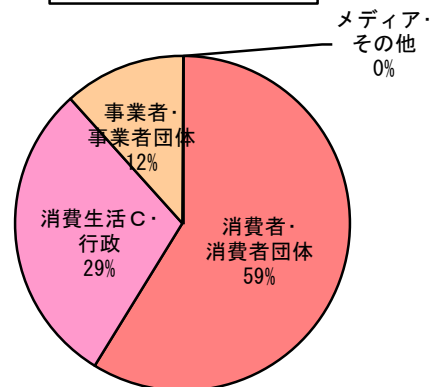
2016年7月度 相談受付件数 (6/27~7/25実働:20日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	3	1	0	6	0	10	59%
消費生活C・ 行政	2	1	0	2	0	5	29%
事業者・ 事業者団体	0	0	0	2	0	2	12%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	5	2	0	10	0	17	
構成比	29%	12%	0%	59%	0%		100%

相談内容別構成比(7月度)



相談者別構成比(7月度)



相談内容区分 (改訂 2003年8月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に対する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの

1. 2. 受付相談事例および内容の紹介

※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしています。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快と感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしています。

◆ 品質クレーム関連相談

- ◆ <新品のガス炊飯器で炊いたご飯についての被膜の黒ずみ> 「先日、施設で使用しているガス炊飯器を、△△社製の製品に買い替えた。しかし、この炊飯器で米を炊くと、内釜にできる薄いデンプンの膜が黒ずんで見える。この様な事があるのだろうか。なお、内釜はアルミニウム製であり、△△社に申し出てテフロンコーティングの内釜に交換したところ、この現象は起きなくなった」との相談を、施設の女性から受けている。この原因は何か、わかるか。〈消費生活C〉

⇒一般に、アルミニウムは、通常の状態では強固な酸化被膜に覆われていますが、表面が傷つくなどしてアルミニウムの地金が水に触れると、アルミニウムが酸化されて黒ずむことが知られています。しかし、この黒ずみがデンプン膜に移行するとは考えにくく、お話からでは、被膜が黒ずんだ原因はわかりかねます。

- ◆ <変色したシリカゲルの安全性> コーヒー豆を保管する際に、〇〇社のシリカゲル乾燥剤△△を、コーヒー豆を入れた密閉性の缶の中に入れておいた。シリカゲルは不織布の袋に入っており、使い始めは青い粒と白い粒が混在した状態だった。1ヶ月ほど入れっぱなしにしておいたところ、不織布の中が黒っぽかったので、袋からシリカゲルを取り出してみると黒く変色していた。安全性は大丈夫なのだろうか。またなぜ変色したのか理由を知りたい。メーカーにも問合せたが理由は分からないと言われた。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の男性)〈消費者〉

⇒乾燥剤の白色の粒子はシリカゲルで、多孔質構造を持ち、表面積が広く、水やその他の極性物質を選択的に吸着することから乾燥剤として用いられています。青色の粒子は塩化コバルトで、乾燥状態では青色で、吸湿するにつれて赤色を呈するため、吸湿度合いのインジケータとして用いられています。どちらも化学的には安定な化合物ですので、化学反応を起こして変色したとは考えにくく、コーヒーに含まれる色素が吸着することで着色したのではないかと思います。ご心配には及ばないでしょう。

◆ 事故クレーム関連相談

- ◆ <隣家がまいた除草剤によるものと思われる体調不良> 「1ヵ月ほど前から、隣家が駐車場に、除草剤を週に2~3回まいている。そのころから異臭を感じ、のどが腫れる、目が痛いなどの症状がでている。総合病院の診察を受けたが、「体調不良と除草剤の関係は断言できない」と言われた。隣家に除草剤の使用中止を申し入れても、聞き入れられない。住宅における除草剤の使用について、規制はないのか」との相談を、60歳代の女性から受けているが、どうか。 <消費生活C>

⇒使用された除草剤が、農薬登録された製品であるかどうか不明ですが、いずれにせよその使用にあつては、農薬と同様の配慮が必要でしょう。農薬使用に当たっては、ラベルに記載された使用方法を遵守すること、周辺住民に十分周知すること等が求められます。製品に記載された使用頻度や散布方法の遵守を再度隣家に申し入れるよう、お話しされてはいかがでしょうか。

- ◆ <ドラム式洗濯機用洗濯槽クリーナーの異臭>女性の消費者より、「自宅のドラム式洗濯機に、〇〇社の△△というドラム式洗濯機用の洗濯槽クリーナーを使用した。洗濯槽クリーナーは3年くらい前に購入したもので、非塩素系の粉末タイプ。袋を開けたときに刺激臭を感じたがそのまま使用した。使用后、部屋中に異臭が残り、一週間たっても消えない。どうしたらよいか」という相談を受けている。製造メーカーに連絡しているが、原因は分からないと言われている。どう回答したらよいかアドバイスをいただきたい。 <消費生活C>

⇒お問合せの洗濯槽クリーナーは酸素系の漂白成分である過炭酸塩を主成分に、重曹、クエン酸などを配合したもので、成分は洗剤や酸素系漂白剤などによく使われているものです。お伺いした情報からは刺激臭の原因を特定することはできませんが、配合成分の一つである「重曹」は、製造法やグレードにより、微量の塩化アンモニウムが含まれることがあり、アンモニア臭が発生することがあります。再度、製造メーカーにご確認されてはいかがでしょうか。また、継続した異臭は別の原因によるものと思われます。洗濯槽クリーナーが多量の泡を発生させるタイプのようなので、使用時に洗濯機の機械部にまで泡（洗浄液）が廻ることによって洗濯機が過熱して、異臭の原因となることも考えられます。一度、今回の異臭の原因推定を含め、電器店や洗濯機メーカーにご相談されてみてはいかがでしょうか。

- ◆ <美容院の処置が原因と思われる頭髪の損傷> 2週間前に、行きつけの美容院で頭髪のトリートメントを受けた際、頭皮が熱を持った感じが10分ほど続いた。最近になって、頭髪がやせ細り、パサパサになっていることに気が付いた。これは美容院で、過剰の過酸化水素やトリエタノールアミンというアルカリ剤が使われたためではないかと、疑っている。インターネット

で調べてみると有害だとの情報も載っている。頭髮からこれらの薬剤を除去する方法はないか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。（中高年の女性）〈消費者〉
⇒お話からでは、現在の頭髮の状況の原因が推定できないため、対処法もわかりかねます。なお、過酸化水素は不安定な化合物で、2週間たった現在では、既に分解して水になっているものと思われます。また、トリエタノールアミンは化粧品に使用されるpH調整剤で、厚生労働省が提供する『職場の安全サイト』にある通り、毒性の低い成分です
(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/0853.html>)。

- ◆ <クーラー冷媒によると思われる鼻やのどなどの痛み> 昨年11月、自宅の大型クーラーを移設した際に、冷媒が漏れていたことが、最近分かった。この部屋で冬季、ファンヒーターを焚いていたところ、異臭がし、涙が止まらない、鼻、のどの痛みを感じるなど、自分と家内は体調不良を感じていた。冷媒はR22との事で、それ自体は無害と聞き及んでいるが、ファンヒーターの火炎で分解し、有害な物質が発生する可能性はないか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。（中年の男性）〈消費者〉
⇒R22等のフロン系冷媒は、炎に触れると熱分解し、塩化水素やフッ化水素などの有害ガスが発生する可能性があります。厚生労働省がまとめている『職場の安全サイト』には、フロンの熱分解生成物による中毒の事例が紹介されています
(http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_DET.aspx?joho_no=000816)。

- ◆ <水タバコのニオイで体調不良>自宅のある建物の1階に水タバコの店があり、多くの客が水タバコをやっている。ニオイが階段などからすぐ上の階にある自宅にも流れてくることがある。先日ニオイを感じて気分が悪くなり、夜、ジンマシンが出た。医師の診断を受けたところ「ストレスが原因の可能性はある」と言われた。自分は水タバコのニオイが原因と考えている。中毒情報センターに相談した所、水タバコは、巻きタバコに較べて、一酸化炭素やベンゼンの発生が多いとの情報を得た。特にベンゼンは発がん性があり、自宅まで流れてきていないか心配だ。化学製品PL相談センターはインターネットで調べて知った。（若い男性）〈消費者〉
⇒ニオイについての感受性は人によって違いますので、多少のニオイでも気分が悪くなることは考えられます。被害を受けていることをお店の経営者にお話して、何らかの対応を取ってもらうように交渉してみてもいいでしょうか。ご心配のベンゼンについては、自宅での環境濃度を測定することができます。検査機関は、独立行政法人 製品評価技術基盤機構の「原因究明機関ネットワーク」
(<http://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/index.html>) 及び独立行政法人 国民生活

センターのウェブサイト (http://www.kokusen.go.jp/test_list/index.html) に、検査機関のリストが掲載されていますので、ご参照ください。ただし、自費になりますので、一度、保健所や消費生活センターにご相談されてみてはいかがでしょうか。

◆ 一般相談等

- ◆ <換気扇フィルターに使われているガラス繊維の安全性> 中年の女性から「レンジ周りに、触るとチクチクするものが落ちていのに気づき、調べてみた結果、〇〇社の換気扇フィルターに使われているガラス繊維の破片らしいと分かった。細かいものなので、知らぬ間に吸い込んでしまって身体に害がでないか心配だ。ガラス繊維は法で規制されているということはないのか」という問い合わせを受けている。どう回答したらよいかアドバイスが欲しい。〈消費生活C〉

⇒ガラス繊維は様々な用途で使用されている人造鉱物繊維です。IARCの発がん性分類では第3群「ヒトに対して発がん性に分類できない」に位置づけられています。また、ガラス繊維は肺奥まで達しにくい形状（下記のアスベストに較べて太く、長い）であり、仮に到達しても、異物と認識されて痰などとして、短期間で体外に排出されると言われています。硝子繊維協会のHPにガラス繊維の安全性に関連した情報が掲載されていますので参考にされるとよいでしょう。（<http://www.glass-fiber.net/>）

ちなみにガラス繊維は、形状が似ていることからアスベストと誤認されることがありますがまったく別の物質です。アスベストは天然の結晶性鉱物繊維で細い繊維が肺の深部にまで到達し、体内に留まるため癌をはじめとしたさまざまな病気を引き起こす原因になります。このため、日本では製造、販売、輸入等が全面的に禁止されています。

- ◆ <エアコン洗浄の安全性> 「これから業者に自宅のエアコン洗浄を依頼するに当たり、どのような点に注意すればよいか」との相談が、60歳代の女性から入っている。化学製品PL相談センターを紹介してよいか。〈消費生活C〉

⇒洗浄に使用する薬剤、作業中の養生、洗浄後の後処置など、一般的な注意事項をお話しすることができますので、当センターをご紹介ください。

- ◆ <成長促進ホルモンを使用した牛肉の安全性> アメリカやオーストラリアから輸入されている牛肉には、成長促進ホルモンが使用されており、乳がんなどの原因になるという情報をインターネットで知った。今まで、産地など気にせずに食べてきたが、大丈夫なのだろうか。（30代く

らしいの女性)〈消費者〉

⇒成長促進ホルモンは肉牛の肥育目的で使われているホルモン剤で、アメリカやオーストラリアで広く使用されています。1980年代に成長促進ホルモンの牛肉中への残留とその摂取による人の健康への影響が問題になりましたが、飼育時に適正に管理された状況で使われれば、牛肉への残留量は一日許容摂取量（ヒトが毎日生涯摂取し続けても健康に何ら悪影響が出ない摂取量）に対し十分に低レベルであり、ヒトの健康リスクを増加させる要因にはならないとされています。成長促進ホルモンは天然型、合成型など複数ありますが、生産国では適宜、使用基準や残留基準を設けて管理されており、日本では合成型について残留基準を設け、輸入時に残留量のモニタリング検査が行われています。厚労省のHPにある、厚生科学研究「畜水産食品中残留ホルモンのヒト健康に及ぼす影響に関する研究」に詳しい記載があります。

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/0106/tp0601-2a.html#mokuji>)

- ◆ 〈食器棚シートに使われている防カビ剤・抗菌剤について〉自宅の食器棚に食器棚シートを使っているのだが、友人から食器棚シートには抗菌剤や防カビ剤が使われていて、身体に良くないと言われた。こう言った製品は身体に害があるものなのだろうか。(30代くらいの女性)〈消費者〉

⇒抗菌剤や防カビ剤には様々なものがあり、使われている成分が特定できないと何とも言えません。しかし、一般的にシートにカビが生えたり、雑菌が繁殖したりするのを防ぐ目的で、シート材に練りこまれているものですので、過度に心配される必要はないと思います。

- ◆ 〈水性スプレー塗料の安全性〉 2年程前に、父親が室内で△△社の透明の水性スプレー塗料〇〇を使用した。その時、母は同じ室内にいて、スプレーの異臭を感じ、今になっても、その時の異臭と体のベタベタ感が取れないと言う。〇〇に関するこの様な相談は過去にあるか。なお、〇〇の成分として「アクリル樹脂、水、有機溶剤」と書かれている。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒当センターの2001年以降の相談データを検索しましたが、〇〇に関する相談、問合せはありません。成分情報から見ても、ご相談にあるような、2年間にわたって影響が残るような状況は、極めて考えにくいと言えます。

- ◆ 〈自宅外壁に塗布したクレオソートRの安全性〉 昨日、自宅外壁の木製フェンスの補修を、業者に依頼したところ、作業後に強い異臭がする。業者は「クレオソートR油を使用した」と言うので、インターネットで調べると、クレオソートRは発がん性のある成分を含んでいると書かれてあり、不安になった。このまま使用していて、良いのだろうか。化学製品PL相談セ

ンターはインターネットで調べた。(中高齢の女性)〈消費者〉

⇒木材の防腐剤として用いられるクレオソートR油は、発がん性の疑いがあるとされる「ベンゾアントラセン」等3成分の含有量を『有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律』で定める量以下に制限することで、その安全性を高めた製品です。これらの成分は揮発性が低く、また水にも溶けにくいいため、呼吸や経口で体内に取り込まれる可能性は低いものと思われまます。皮膚に触れた場合は石けんによる手洗いが効果的でしょう。また、木製フェンスをそのままにしておくのがご不安でしたら、別の塗料で上塗りするなどの対処を、信頼のおける業者に相談されるのもよいでしょう。

- ◆ <ベビー肌着のホルムアルデヒド対策> 子供(乳幼児)の肌着を探していて、インターネットで気に入った製品を見つけた。しかし、この製品には「ホルムアルデヒド・フリー」と言った表示もなく、そのような配慮がされているのか不安を感じている。子供に着せても大丈夫だろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若い女性)〈消費者〉

⇒一般に繊維を加工する際、防縮、防しわ等の目的で、繊維をホルムアルデヒド処理することがあります。厚生労働省は、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 施行規則」(昭和49年9月26日 厚生省令第34号)では、乳幼児用の下着等のホルムアルデヒドについて16ppm以下とするよう定めています。お気に入りの製品が、ホルムアルデヒドについて法に則った配慮がされているか、製造元に確認されてははいかがでしょうか。

- ◆ <シロアリ対策処置の安全性> 自宅が築10年になるので、2週間前に、シロアリ対策を業者に依頼した。業者は床下に、〇〇という薬剤を散布したが、その後しばらく異臭がした。自宅には幼児がいることもあって、この処置の人体への安全性に不安を覚えている。今は異臭はしていないが、〇〇は人体に安全な薬剤だろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若い女性)〈消費者〉

⇒〇〇は、2種類の有効成分をマイクロカプセルに封じ込めた製品です。対象個所に散布した後は、薬剤の空気中濃度は極めて低い事から、安全性の高い製品と思われまます。なお、製品の安全性等は、その製造元が責任もって対応しますので、〇〇の製造元に、人体に対する安全性等についての説明を、求められるとよいでしょう。

- ◆ <SDS通知対象物質数> △△業界の協会で、SDSに関する情報の改定を進めている。その中で、SDS通知対象物質の数について、いくつかの数字があってはっきりしない。正しいところをお教えいただきたい。(中年の男性)〈事業者団体〉

⇒当センターは特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりませんので、責任を

もってお答えする立場にありません。本件は、関連する団体等にお問合せくださるようお願いいたします。

- ◆ <イソプロピルアルコールを含む化学製品の表示>〇〇社に勤務している者だが、自社製品でイソプロピルアルコールを含有する有機化学製品の労働安全衛生法に基づくラベル表示について、どうしたらよいか知りたいが、化学製品PL相談センターで相談に乗って貰えるだろうか。

(中年の男性) <事業者>

⇒当センターは、特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。本件は労働安全衛生法に関する専門部署にお問合せください。

2. 入手資料の紹介

—2016年7月度に化学製品PL相談センターで入手した主な資料をご紹介します。
あわせて、資料の中で化学製品に関連すると思われる記事についても紹介しています。

1. 公益財団法人自動車製造物責任相談センター「相談状況（2016年6月度）」
2. ガス石油機器PLセンター「INFORMATION」2016. 6
3. 家電製品PLセンター「インフォメーション《2016年6月度》」
4. 医薬品PLセンター「平成28年度第1四半期〔4～6月〕報告書」
5. 一般財団法人消費科学センター 「消費の道しるべ」7月号
6. ほうてらす Vol. 37

化学製品PL相談センターニュースメールメンバー登録受付中！

『アクティビティーノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせするeメールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。（誰でも登録できます。）
- ・費用は無料です。（インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください。）
- ・お申し込みはE-mail (PL@jcia-net.or.jp) で。
（件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。）
 - ① ご氏名（フリガナ）
 - ② お勤め先（フリガナ）
 - ③ ご所属・お役職・ご担当など
 - ④ ご連絡先（勤務先か自宅かを明記）の住所・TEL・E-mailアドレス

※ ご連絡いただきました個人情報、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

3. メディア情報から

新聞(首都版)などで報道されている、化学物質・化学製品、消費者問題等に関する記事を紹介するコーナーです。

(記事の概要のみご紹介しています。記事そのものの提供は著作権法により禁じられていますので、内容の詳細は各紙面でご確認ください。)

* 厚生労働省は、蚊やダニなどの害虫対策として、有効成分の濃度を高めた新製品の審査手続きを迅速化すると通知。例えば「ディート」では、現行12%以下の基準が30%まで拡大される。審査の期間を3か月以下に短縮する。(6/23 朝日)

* 米マサチューセッツ工科大学のチームは、大気上空のオゾンホールが、2000年以降縮小していると、科学誌に発表。国際的なフロン規制が奏功したものと、注目を集めている。(7/1 産経、日経)

* 国民生活センターは、「湯に入れると水素を発生するという入浴剤」で、火傷する恐れがあると注意喚起。湯につけた直後は、化学反応により入浴剤の表面が90度近くになるものもあるという。(7/22 朝日、日経)

★アクティビティーノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

化学製品PL相談センター

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友六甲ビル

TEL: 03-3297-2602 FAX: 03-3297-2604

URL: <http://www.nikkakyo.org/plcenter/>

..... ★ 出前講師のご案内 ★

化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話しさせていただきます。各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

(TEL 03-3297-2602 担当 : 登坂(トサカ))

化学製品の成分表示について

その3 続 家庭用の洗剤・洗浄剤

前回は、洗濯用・台所用洗剤に関して、『家庭用品品質表示法』によって、成分等の表示方法が規定されていることをご紹介しました。それでは、これらの製品について、『家庭用品品質表示法』以外に、成分や表示を規定した法律はないのでしょうか。

台所用洗剤についての『食品衛生法』の規定

台所用の洗剤については、その成分や使い方について、『食品衛生法』*¹⁾での規定があります。なお、同法では台所用の洗剤を「台所用洗浄剤」と言い表していますので、ここでも、「台所用洗浄剤」と記載することとします。

食品衛生法の条文中には、「洗浄剤であつて野菜若しくは果実又は飲食器の洗浄の用に供されるもの」は、その適用を受けると明記されています(第62条2項)。この法律に基づき、1959年の厚生省告示第370号(最終改正:2010年 厚生労働省告示第336号)『食品、添加物等の規格基準』の中で、洗浄剤についての成分規格と使用基準を、以下の様に定めています*²⁾。

成分規格	
ヒ素:	指定希釈液で0.05ppm以下
重金属:	1ppm以下
液性:	指定希釈液で、非脂肪酸系では6.0~8.0、脂肪酸系では6.0~10.5
メタノール:	指定希釈液で1μL/g以下
酵素及び漂白剤:	「含んではならない」
香料・着色料:	施行規則別表に掲げるもの等に限る
生分解度:	アニオン系界面活性剤を含むものに限り、85%以上

使用基準	
使用濃度:	非脂肪酸系では界面活性剤として0.1%以下、脂肪酸系で0.5%以下、
すすぎ:	飲用適の水を用いて野菜、果実は流水で30秒以上、飲食器は流水で5秒以上、 ため水の場合は水をかえて2回以上すすぐ
浸漬時間:	野菜、果実は5分以上浸漬しないこと

食品衛生法では「台所用洗剤」の表示に関する規格は設けていません。しかし、台所用洗剤に関する『家庭用品品質表示法』による表示義務にそつて、製品の「使用方法」や「使用上の注意」として、食品衛生法に基づく「浸漬時間」と「すすぎ」に関する基準が盛り込まれています。

なお、『食品、添加物等の規格基準』の記載に出てくる「非脂肪酸系」や「脂肪酸系」の洗浄剤とは、以下の定義による分類です。

区分	有効成分
脂肪酸系洗浄剤	長鎖脂肪酸塩(石けん)と 長鎖脂肪酸エステル系界面活性剤(シヨ糖脂肪酸エステル、ソルビタン脂肪酸エステル、ポリオキシエチレン脂肪酸エステル等)
非脂肪酸系洗浄剤	上記以外の界面活性剤

『有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律』に基づく、成分に関する規定

表示に関する規定ではありませんが、家庭で使用する生活用品に含まれる成分について、『有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律』*³⁾では、保健衛生上の見地から規制物質を指定しています。

洗浄剤に関連する成分としては、以下の化合物が対象となっています。

有害物質	家庭用品	基準
塩化水素、硫酸	住宅用の洗浄剤で液体状のもの (劇物を除く)	製品中の塩化水素又は硫酸の水素イオン濃度が、 1.5mol/L以下でなければならない。 (酸の量として10%以下)
水酸化カリウム、 水酸化ナトリウム	家庭用の洗浄剤で液体状のもの (劇物を除く)	製品中の水酸化カリウム又は水酸化ナトリウムの濃度が、 1.3mol/L以下でなければならない。 (アルカリの量として5%以下)

これらの家庭用品を保管する容器についても、以下のように規定されています。

家庭用品	基準
塩化水素又は硫酸を含有する住宅用の洗浄剤で液体状のもの（塩化水素又は硫酸を含有する製剤たる劇物を除く。）	当該製品の容器又は被包は、定められた漏水試験、落下試験、耐酸性試験、圧縮変形試験に適合しなければならない。
水酸化カリウム又は水酸化ナトリウムを含有する家庭用の洗浄剤で液体状のもの（水酸化カリウム又は水酸化ナトリウムを含有する製剤たる劇物を除く。）	当該家庭用品の容器又は被包は、定められた漏水試験、落下試験、耐酸性試験、圧縮変形試験に適合しなければならない。

なお、洗剤の品質に関しては、日本工業規格に化粧石けん、固形洗濯石けん、粉末洗濯石けん、台所用合成洗剤、洗濯用合成洗剤についての規定が定められています。

出典)

- 1)『食品衛生法』 厚生労働省(表示に関しては、消費者庁所管)
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei04/08.html>
- 2)『食品、添加物等の規格基準』 厚生省告示第 370 号(最終改正:厚生労働省告示第 336 号)
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/kigu/dl/6.pdf>
- 3)『有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律』 厚生労働省
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S49/S49F03601000034.html>